

吹田市視覚障がい者等の読書環境の整備の推進  
に関する計画（読書バリアフリー計画）（素案）

令和 5 年（2023 年）●月

吹田市



# 目次

第1章 はじめに.....	4
1 背景や経緯.....	4
2 策定の趣旨.....	4
3 計画の理念.....	5
4 計画の対象.....	5
5 計画の期間.....	5
6 他計画との関係.....	5
7 視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に係る意義.....	5
第2章 吹田市における現状と課題.....	7
1 視覚障がい者等の読書環境の現状.....	7
(1) 吹田市内の対象者数と利用の状況.....	7
(2) 視覚障がい者等が利用可能な読書手段.....	7
(3) 吹田市の取組の現状.....	8
2 視覚障がい者等の読書環境の課題.....	9
第3章 基本方針及び施策の方向性.....	10
1 基本方針.....	10
2 施策の方向性と取組内容.....	10
<方向性1> アクセシブルな書籍等の充実.....	10
<方向性2> 製作、サービスに係る人材育成・体制の整備.....	11
<方向性3> 利用しやすい設備（機器）、サービスの充実.....	12
<方向性4> サービスに係る情報発信と関係者の連携協力.....	12
第4章 成果目標とできる指標.....	13
第5章 おわりに.....	14
用語集.....	15
参考資料.....	16
参考データ.....	17

## \* 「障がい」のひらがな表記について

表記の問題そのものは障がい者施策において本質的なことではないという意見もありますが、「害」の字の印象の悪さ、マイナス的なイメージにより、差別感や不快を感じる方や障がい者団体が少しでもおられるのであれば、その気持ちを尊重するという趣旨から、本市においては、平成21年（2009年）2月1日以降、新たに市が作成する文書等において「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがな表記としています。

ただし、法令や条例等の名称に「障害」と規定されている場合は、漢字を用いています。

## 第1章 はじめに

### 1 背景や経緯

近年、障がい者の権利擁護に向けた取組が国際的に進展し、我が国においても、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組を進めるため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年（2013年）法律第65号）をはじめとする様々な国内法制度が整備され、平成26年（2014年）には、国連の「障害者の権利に関する条約」を批准しました。

同条約は、障がい者があらゆる形態の意思疎通によって表現及び意見の自由についての権利を行使できるようにすること、障がい者の生涯学習の機会を確保すること、障がい者が利用しやすい様式を通じて、文化的な作品を享受する機会を確保することなどを求めています。

平成30年（2018年）の第196回通常国会においては、「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」の締結の承認とともに、著作権法（昭和45年（1970年）法律第48号）の改正が行われましたが、国会での法改正審議の際、衆議院・参議院の両委員会において、「視覚障害者等の読書の機会の充実を図るためには、本法と併せて、…（略）…当該視覚障害者等のためのインターネット上も含めた図書館サービス等の提供体制の強化、アクセシブルな電子書籍の販売等の促進その他の環境整備も重要であることに鑑み、その推進の在り方について検討を加え、法制上の措置その他の必要な措置を講ずること。」との附帯決議がなされています。

### 2 策定の趣旨

令和元年（2019年）6月28日、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」という。）が公布・施行されました。

この法律は、視覚障がい者等についての読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することにより、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化<sup>\*1</sup>の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としています。

その実現のため、読書バリアフリー法第4条に、国は、「基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること、同第5条に、地方公共団体は、「基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されています。また、同第8条においては、国の「基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない」として、地方公共団体における計画の策定を求めています。

国は、令和2年（2020年）7月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」を定め、大阪府は、令和3年（2021年）3月に「大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画（読書バリアフリー計画）」を定めました。よって、吹田市においても、読書バリアフリー法第8条第1項の規定に基づき、本計画を定めるものです。

この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）」とは、点字図書<sup>\*2</sup>、拡大図書<sup>\*3</sup>、音訳図書<sup>\*4</sup>、さわる絵本<sup>\*5</sup>、LLブック<sup>\*6</sup>、布の絵本<sup>\*7</sup>等、その他の視覚障がい者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいいます。一方、「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、音声読上げ対応の電子書籍や、デイジー図書<sup>\*8</sup>、オーディオブック<sup>\*9</sup>、テキストデータ<sup>\*10</sup>等、電子計算機等を利用して視覚障がい者等がその内容を容易に認識することができるものをいいます。

### 3 計画の理念

本計画は、読書バリアフリー法の理念にのっとり、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が等しく読書を通じ文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とし、視覚障がい者等の読書環境の整備を通じ、障がい者の社会参加・活躍の推進と、共生社会の実現をめざすものです。

### 4 計画の対象

本計画は、視覚障がい等により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者（以下「視覚障がい者等」という。）を対象としています。具体的には、視覚障がい者（児）、読字に困難がある発達障がい者（児）、寝たきりや上肢に障がいがある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障がい者（児）です。障がい者手帳の所持の有無は問いません。なお、読書環境の整備にあたっては、視覚障がい者等以外の、読書や図書館の利用に困難を伴う人へも配慮します。

### 5 計画の期間

令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間とします。

### 6 他計画との関係

本計画は、「吹田市第4次総合計画」、「第2期吹田市教育振興基本計画 吹田市教育ビジョン」を上位計画とし、図書館、障がい者施策の個別の基本計画である「吹田市立図書館基本構想」、「第4期吹田市障がい者計画」を基本として、「第6期吹田市障がい福祉計画 第2期吹田市障がい児福祉計画」、「第3次吹田市生涯学習（楽習）推進計画」、「吹田市子ども読書活動推進計画（改訂）」などの関連する本市の他の計画を踏まえて策定しています。

### 7 視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に係る意義

読書は、乳幼児期から高齢期までの一生にわたって、個人の学びや成長を支えるものであり、教養や娯楽を得る手段としてだけでなく、教育や就労を支える重要な活動です。

学校教育段階においては、教科書以外にも、副読本、参考書、資料集、学術論文等が、学習や教育・研究に関連する活動の支えとなります。また、中等教育機関、高等教育機関及び職業教育機関への選抜試験の受験、進学や資格取得のほか、就職活動、職業生活等の人生のあらゆる段階において、書籍を通じて専門知識を得ることは大変重要です。

高齢期においては、加齢に伴う障がいなどによって、趣味や教養、情報を得る手段としての読書の機会が減少することがないよう配慮する必要があります。

一方で、視覚障がい者等が利用しやすい書籍等<sup>\*11</sup>の数は、ニーズに対して不足している状況にあります。障がいの有無にかかわらず、誰もが文字・活字文化を等しく恵沢できるよう、吹田市においても、読書環境の整備の推進が求められています。

## 第2章 吹田市における現状と課題

### 1 視覚障がい者等の読書環境の現状

#### (1) 吹田市内の対象者数と利用の状況

令和元年度（2019年度）末時点で、吹田市における障がい者手帳所持者は20,881人（重複分を含む）で、市人口の5.6%にあたります。そのうち、身体障がい者手帳所持者は14,479人で、主障がいの部位別にみると、「視覚障がい」915人（うち18歳未満14人、18歳～64歳238人、65歳以上663人）、「肢体不自由」8,145人（うち18歳未満185人、18歳～64歳1,940人、65歳以上6,020人）となっています。（「第6期吹田市障がい福祉計画 第2期吹田市障がい児福祉計画」）

一方、吹田市立図書館におけるバリアフリー読書支援サービス（障がい者手帳の有無にかかわらず、図書館を利用するうえで何らかの障がいを持っている人向けのサービス。本計画では障がい者サービスと同義。）の登録者数は125人（うち、サピエ<sup>\*12</sup>WEB会員14人）です。それに加え、来館が困難な人向けの郵送貸出サービスの登録者数は27人です。

利用の状況は、対面朗読<sup>\*13</sup>サービス14名（延べ720名、約700回）、録音図書貸出27名（延べ1,144名、約4,000タイトル）、点訳<sup>\*14</sup>図書貸出7名（延べ24名、約90タイトル）、音声デイジー<sup>\*15</sup>再生機貸出8名（延べ14名）、郵送貸出サービス（延べ110名、約200冊）となっています。

また、視覚障がい者への日常生活用具（情報・意思疎通支援用具）の給付は、点字ディスプレイ（1件）、視覚障がい者用ポータブルレコーダー（録音・再生）（7件）、視覚障がい者用読書器（11件）、視覚・聴覚障がい者用ファックス（10件）、点字図書（265件）となっています。（障がい福祉室：令和2年度2020年度）実績）

これらの人数を見ると、身体障がい者手帳等の所持者や、加齢による視力の低下などにより読書に困難を抱えていると想定される人数に比べ、多くの人がバリアフリー読書支援サービス等を利用しているとは言えない状況にあります。支援を必要とする視覚障がい者等に、読書や図書館の利用が困難な方へのサービスに関する情報が届くよう、周知方法を工夫する必要があります。

#### (2) 視覚障がい者等が利用可能な読書手段

現在、視覚障がい者等が読書を行う主な方法として、次のようなものがあります。

- ・リアルタイムで人に読んでもらう：対人読上げや図書館での対面朗読サービス
- ・自分で読む：点字図書、拡大図書、さわる絵本、LLブック等
- ・再生機で音声化や画像化して読む：録音図書やデイジー図書（音声デイジー、テキストデイジー<sup>\*16</sup>、マルチメディアデイジー<sup>\*17</sup>など）
- ・機器を使って自分で読む：拡大読書器<sup>\*18</sup>、リーディングトラッカー<sup>\*19</sup>、ルーペ
- ・機器を使って読上げさせる：電子書籍やテキストデータ化した書籍

### (3) 吹田市の取組の現状

吹田市では、市立図書館等において、視覚障がい者等の読書活動を支援するために、次のような取組を行ってきました。

#### 【市立図書館】

サービス	内容
対面朗読サービス	8館で実施しています。持込み資料を読むこともできます。
アクセシブルな書籍等 <sup>*20</sup> の提供	全国の公立図書館や点字図書館 <sup>*23</sup> と相互貸出を行い、視覚障がい者等に録音図書や点字図書を提供しています。また、来館が困難な方には、郵送貸出サービス（一般の図書・雑誌）を実施しています。
アクセシブルな書籍等の製作	録音図書（音声デジター、カセット）、点字図書、さわる絵本を製作しています。音声デジターと点字図書は、サピエ図書館と国立国会図書館にデータを提供しており、全国の視覚障がい者等に利用されています。
製作ボランティアの養成	音訳 <sup>*24</sup> ・対面朗読ボランティアや点訳ボランティアの養成講座を毎年開催しています。また、さわる絵本製作ボランティア養成講座も開催しています。
アクセシブルな書籍等の情報提供	「声の市報すいた 図書館だより」（録音版、点字版、活字版）を毎月発行し、アクセシブルな書籍の紹介をしています。また、『録音図書増加目録』（録音版、活字版）及び『点字図書目録』（点字版、活字版）を毎年発行し、利用者に送付しています。
読書支援機器 <sup>*25</sup> の提供	拡大読書器を6館に設置しています。音声デジター再生機を8館1分室で所蔵・貸出し、個別の利用体験会も行っています。
ユニバーサルコーナーの設置	千里山・佐井寺図書館では、アクセシブルな書籍（拡大図書、点字図書、ユニバーサル絵本、さわる絵本、LLブック、マルチメディアデジター等）を集めたユニバーサルコーナーを設置しています。

#### 【その他】

点字版・声の市報すいたの発行	点字版市報すいた及び声の市報すいたを発行し、希望する視覚障がい者に送付しています。【広報課】
点字講習会	点訳奉仕者を養成し、また視覚障がい者が点字を習得する機会を確保するため、毎年開催しています。【障がい福祉室】
日常生活用具（情報・意思疎通支援用具）の給付	視覚障がい者用音声 IC タグレコーダー、点字器、点字ディスプレイ、点字タイプライター、視覚障がい者用ポータブルレコーダー（音声デジター再生機）や、視覚障がい者用活字文書読上げ装置、視覚障がい者用読書器、視覚・聴覚障がい者用ファックス、点字図書などを給付しています。【障がい福祉室】

## 2 視覚障がい者等の読書環境の課題

吹田市立図書館で毎年実施している、図書館障がい者サービスの利用者、ボランティア団体、関係団体を対象とした懇談会で聴取した意見及び本計画策定に際し、関係者から聴取した意見等から、以下の課題が浮かびあがりました。

課題	関係者からの意見
(1) アクセシブルな書籍等が少ない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音声デジターを聞くのが楽しみなので、数が増えると嬉しい</li> <li>・漢詩や短歌、俳句の本、外国小説やシリーズもの、鉄道関係などの書籍が増えるとよい</li> </ul>
(2) アクセシブルな書籍等の質にばらつきがある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音訳、点訳とも、読みが間違っていることがある</li> <li>・音訳図書で、声が小さい、ノイズが多い、朗読調になっている、図や表を省略していることがある</li> </ul>
(3) アクセシブルな書籍等の製作に時間がかかる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早く聞きたい本は、対面朗読で読んでもらうことを考える</li> <li>・音訳化のリクエストを出した時に、完成までの時間の目安を教えてほしい。時間がかかると不安になる</li> </ul>
(4) 製作ボランティアの不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアの高齢化が進んでいる</li> <li>・講習会の受講希望者は一定数いるが、技術を習得するまでに活動を断念される方が少なくない</li> </ul>
(5) 読書支援機器の購入や使用方法の習得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・便利なツールの情報だけでも教えてもらえると助かる</li> <li>・Zoom で対面朗読を受けてみたいので、操作案内や講座があると嬉しい</li> </ul>
(6) アクセシブルな書籍等の情報が少ない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・借りる本を選ぶのに、手がかりがなくて悩むことがある</li> <li>・毎月送られてくる、「声の市報すいた図書館だより」を楽しみにしている</li> </ul>
(7) 読書方法や支援サービスの認知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サピエ図書館やデジターの使い方について、もっと広く情報を発信してほしい</li> <li>・行政にもっと横の連携や繋がりがあれば、さまざまな支援サービスをより多くの人に知ってもらえると思う</li> </ul>
(8) 制度やサービスの制約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音声デジターと一緒に音楽CDも郵送してほしい</li> <li>・日常生活用具給付等事業には、対象とならない障がい種別や等級、機器があるので、拡大してほしい</li> </ul>

吹田市の現状をふまえると、まずは、(4) 製作ボランティアの不足、(7) 読書方法や支援サービスの認知、の2点が重要な課題です。ここ数年、新型コロナウイルス感染症の流行により、資料製作やボランティア養成講座の開催、サービス提供等に大きな影響を受けました。感染症拡大防止対策を取りつつ、関係者と連携協力しながら、取組を継続していくことが必要です。

さらに、読書支援機器の操作に不安を感じている人に対して、(7) 読書方法や支援サービスの認知、を上げていくことも大きな課題です。

また、(1)、(2)、(3)の課題については、全国の公立図書館や点字図書館と連携しながら、アクセシブルな書籍の充実を図っていく必要があります。

## 第3章 基本方針及び施策の方向性

### 1 基本方針

- <方向性1> アクセシブルな書籍等の充実（読書バリアフリー法第9、10条）
- <方向性2> 製作、サービスに係る人材育成・体制の整備  
（読書バリアフリー法第9、10、11、15、17条）
- <方向性3> 利用しやすい設備（機器）、サービスの充実  
（読書バリアフリー法第9、14、15条）
- <方向性4> サービスに係る情報発信と関係者の連携協力  
（読書バリアフリー法第9、10条）

### 2 施策の方向性と取組内容

- <方向性1> アクセシブルな書籍等の充実  
（読書バリアフリー法第9、10条）

#### 【基本的な考え方】

利用者のニーズに応えるために、アクセシブルな書籍等の収集及び製作を引続き行うとともに、製作されたアクセシブルな書籍等を国立国会図書館やサピエ図書館と共有するなど、利用しやすいアクセシブルな書籍等の充実を図ります。

- (1) 市立図書館における録音図書、点字図書、拡大図書、LLブック、マルチメディアデージー、さわる絵本等の収集・製作を継続します。
- (2) 市立図書館で収集したアクセシブルな書籍等を市立図書館ホームページからも検索できるよう、データ登録の範囲を拡大し、利用しやすい環境づくりに努めます。
- (3) 市立図書館で製作した音訳・点訳資料データ等について、国立国会図書館、サピエ図書館への提供を継続することにより、アクセシブルな資料やデータが全国的に利用できるネットワークの充実に寄与します。
- (4) 公立図書館、学校図書館<sup>\*26</sup>、点字図書館、国立国会図書館、サピエ図書館の連携による相互貸出を引続き実施します。
- (5) 市立図書館において、電子書籍やテキストデージー、オーディオブック等の活用方法を検討します。

<方向性2> 製作、サービスに係る人材育成・体制の整備  
(読書バリアフリー法第9、10、11、15、17条)

【基本的な考え方】

公立図書館、学校図書館、点字図書館間での連携を図るとともに、アクセシブルな書籍等を提供する図書館等の職員が利用者ニーズに沿った適切な対応スキルを身に付けるための研修の実施、アクセシブルな書籍等を製作する音訳者や点訳者の養成に取り組み、視覚障がい者等の読書環境整備を担う人材の確保に努めます。

- (1) 利用者と接する公立図書館、学校図書館、市職員を対象に、バリアフリー読書支援サービスを理解し、支援方法を習得するための研修や読書支援機器の使用方法を学ぶための研修を実施します。
- (2) 市立図書館は学校との連携を図り、視覚障がい児等が学校図書館を活用できるよう支援します。
- (3) 市立図書館では、音訳者や点訳者等の養成講座や研修を開催し、アクセシブルな書籍の継続的な製作支援に努め、質の向上を推進します。
- (4) 市立図書館では、音訳者や点訳者等に対して必要な機器の貸与及び謝礼金の支給を引き続き実施します。
- (5) 音訳・点訳資料の製作過程や、それらを用いて読書を行っている視覚障がい者等の声を紹介することなどにより、多様な読書方法への興味や関心を抱くきっかけ作りに取り組みます。

<方向性3> 利用しやすい設備（機器）、サービスの充実  
（読書バリアフリー法第9、14、15条）

【基本的な考え方】

拡大読書器等の機器整備、バリアフリー読書支援サービス等の充実、読書支援機器等の給付事業や使用方法に関する支援等を引続き行うことにより、ハード・ソフトの両面から視覚障がい者等の読書環境の充実を図ります。

- (1) 拡大読書器等の読書支援機器の整備について、引続き取り組みます。
- (2) 市立図書館や学校図書館等において、利用者の状況に対応したニーズを的確に把握し、個々の特性に応じた適切な形態の書籍等を選びやすいサービスメニューとして提示できるように、引続き取り組みます。
- (3) アクセシブルな電子書籍等を利用するための読書支援機器の利用方法や入手方法について案内します。
- (4) 読書支援機器の操作方法を習得するための講習会等が身近な地域で受講できるように、国や大阪府、点字図書館、機器メーカー等と連携した使用体験講習会の実施に向け、検討します。
- (5) 市における日常生活用具給付等事業について、対象機器の拡大を検討します。

<方向性4> サービスに係る情報発信と関係者の連携協力  
（読書バリアフリー法第9、10条）

【基本的な考え方】

公立図書館、点字図書館、サピエ図書館等が視覚障がい者等に提供しているサービスについて、その内容や利用方法等が十分に周知されるよう、関係者と連携協力しながら、あらゆる手段を用いて広報し、潜在的利用ニーズの掘り起こしを進めます。

- (1) 地域教育部、福祉部、学校教育部、児童部などの関連する窓口で、バリアフリー読書支援サービスを紹介するリーフレットを配布するなど、情報提供体制の充実を図ります。
- (2) 公立図書館や点字図書館、サピエ図書館及び国立国会図書館が提供しているサービスについて周知します。
- (3) 市内の保育園や幼稚園等、小学校及び中学校において、学校図書館をはじめ公立図書館や点字図書館の利用方法について周知します。
- (4) 市立図書館や学校図書館等において、アクセシブルな書籍等の紹介コーナーの設置や実際に体験できる行事等に取り組みます。
- (5) 市立図書館、学校、障がい福祉室、こども発達支援センターなどの市内行政機関の関係者との協議の場を設け、連携協力をすすめます。

## 第4章 成果目標とできる指標

第3章で示した4つの方向性に基づき、計画期間の5年間を評価する指標として、下記の項目を定め、進捗管理を実施します。

取組内容	項目	令和3年度 (2021年度)
市立図書館におけるアクセシブルな書籍等	製作点数	
	所蔵点数	
	年間貸出点数	
市立図書館で所蔵しているアクセシブルな書籍等の図書館ホームページでの公開	公開データの種類	
市立図書館で製作したアクセシブルな書籍データの全国への提供	国立国会図書館への年間登録点数	
	サピエ図書館への年間登録点数	
音訳者や点訳者等の養成	回数	
	延人数	
音訳者や点訳者等に対する必要な機器の貸与	機器台数	
読書支援機器の整備	拡大読書器の台数	
	音声デイジー再生機の台数	
バリアフリー読書支援サービス理解のための職員研修	回数	
バリアフリー読書支援サービスを周知するイベント等の開催	回数	
	参加者人数	
バリアフリー読書支援サービスに係るリーフレットの配布	配布箇所	
	配布部数	
市内行政機関の関係者との連絡会議	回数	

## 第5章 おわりに

本計画は、吹田市における視覚障がい者等の読書環境の整備の推進のための第1期計画です。

市立図書館と市内の関係部局や学校が連携協力し、読書支援サービスを知らない、あるいはサービスを知っていても、利用のハードルが高い視覚障がい者等への周知と支援が第一段階として重要です。

障がいの有無にかかわらず、全ての市民が等しく読書を通じ文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することをめざして取組をすすめ、第2期計画につなげます。

## 用語集

文字・活字文化…活字その他の文字を用いて表現されたもの（文章）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

## 参考資料

※掲載資料について、精査中です。

## 参考データ

### 吹田市立図書館障がい者サービスの実績

指標		令和2年度 (2020年度)	
登録者数		123人	
	うち視覚障がい者	109人	
	うち肢体不自由者等	14人	
対面朗読事業	対面朗読実施回数	77回	
	実利用者数	8人	
	協カボランティア数	53人	
録音図書貸出事業	テープ図書		163
		うち市内登録者	143(0)
		うち他館へ	20
	音声デイジー図書		3169
		うち市内登録者	1507(3)
		うち他館へ	1662
		サピエ図書館 ダウンロード数	1287件 24,715回
	シネマデイジー		8
	マルチメディアデイジー		0
	延利用者数		920人
実利用者数		27人	
	うちテープ図書利用者数	4人	
	うちデイジー図書利用者数	25人	
	うち重複利用者数	2人	
録音図書製作事業	テープ図書	所蔵数	2,681
		年間製作数	0
		逐次刊行物(タイトル数)	2
	デイジー図書	所蔵数	1,344
		年間製作数	101
		逐次刊行物(タイトル数)	3
点訳図書事業	所蔵数	345	
	年間製作数	25	
	貸出数	111	
	サピエ図書館 ダウンロード数	44件 1,356回	
	延利用者数	93人	
	実利用者数	7人	
	墨字図書郵送貸出事業	登録者数	32人
延利用者数		100人	
貸出冊数		176冊	

指標			令和2年度 (2020年度)
音声デジター再生機貸出	実利用者数		1人
	貸出回数		2回
各種事業	図書館体験ツアー(江坂)	回数	4回
		参加者数	140人
	えほんのじかん ユニバーサル(千里丘)	回数	1回
		参加者数	7人
ボランティア関係研修	音訳・対面朗読ボランティア 養成講座	回数(回)	0回
		延人数	0人
	点訳ボランティア 養成講座	回数(回)	10
		延人数	22人
ボランティア	登録団体構成員数	総数	190人

※単位がない項目はすべてタイトル数。

※録音図書貸出事業について、括弧内の数値は肢体不自由者等である。数値は逐次刊行物を含む。

※点訳図書事業について、数値は逐次刊行物を含む。

※サピエ図書館ダウンロード数は、吹田市立図書館の製作物について全国でダウンロードされた数を表す。